

東北大学多元物質科学研究所長候補者選考内規

制定 平成13年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学多元物質科学研究所教授会内規（平成13年4月1日制定）第12条の規定に基づき、東北大学多元物質科学研究所長候補者（以下「研究所長候補者」という。）の選考について定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 研究所長候補者の選考は、東北大学多元物質科学研究所教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(選考の理由及び時期)

第3条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に研究所長候補者の選考を行う。

- 一 東北大学多元物質科学研究所長（以下「研究所長」という。）任期が満了するとき。
- 二 研究所長の辞任の申出を教授会が承認したとき。
- 三 研究所長が欠けたとき。

2 研究所長候補者の選考は、前項第一号に該当する場合には、任期の満了する日の少なくとも1月前に、同項第二号又は第三号に該当する場合には、その事由が生じた後速やかに、行うものとする。

(研究所長候補者の範囲)

第4条 研究所長候補者は、東北大学多元物質科学研究所（以下「本研究所」という。）の専任教授のうちから選考する。ただし、満63歳に達した日以後の最初の4月1日以後にある者は除く。

(研究所長の任期)

第5条 研究所長の任期は、東北大学多元物質科学研究所規程（平成13年規第100号）第4条第4項及び第5項に定めるところとし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 前項により定められた任期を付して任命した場合の任期の末日が、満63歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることとなる者に係る任期については、満63歳に達した日以後における最初の3月31日をもって任期の末日とする。

(選考等の実施)

第6条 教授会は、研究所長候補者の選考に先立ち、第1次選挙、第2次選挙及び第3次選挙を実施する。

(選挙管理委員会)

第7条 教授会に、第1次選挙、第2次選挙及び第3次選挙の事務を管理させるため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教授3人及び准教授又は講師1人の委員をもって組織する。
- 3 教授会は、委員会の委員が第2次選挙の候補者となったときは、その委員を交替させる。
- 4 委員会は、第1次選挙にあつては日時及び場所を投票日の7日前までに、第2次選挙及び第3次選挙にあつては日時、場所及び候補者の氏名を速やかに公示し、それぞれの選挙における選挙権を有する者（以下「選挙資格者」という。）に通知しなければならない。
- 5 委員会は、第1次選挙終了後速やかに、第8条第3項の当選者又は第2次選挙の候補者に対して、文書による所信表明を要請し、その文書を選挙資格者に通知しなければならない。
- 6 委員会は、第1次選挙、第2次選挙及び第3次選挙に関し疑義が生じたときは、その取扱いを決定する。

(選挙資格者)

第8条 選挙資格者は、本研究所の専任の教授、准教授及び講師とする。

2 ただし、教授会は、必要がある場合には、人事交流による本研究所の兼務の教授、准教授及び講師並びにクロスアポイントメント制度の適用を受ける教授、准教授及び講師(専任の教授、准教授及び講師を除く。)について、教授会の議を経て選挙資格者とすることができる。

(第1次選挙)

第9条 第1次選挙は、第8条に定める選挙資格者の単記無記名投票により行う。

2 第1次選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって成立する。

3 第1次選挙において、有効投票の過半数を得た者を研究所長候補者の当選者とする。

4 前項に該当する者がいないときは、有効投票の最多数を得た者から順に5人を第2次選挙の候補者とする。ただし、得票数が1票の者は候補者とししない。

5 前項において、5人を特定することができない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 5人に満たないときは、選出された者のみを第2次選挙の候補者とし、補充はしない。

二 最多数者が6人以上あるときは、そのすべての者を第2次選挙の候補者とする。

三 得票数末位の者が2人以上あるときは、年長者を第2次選挙の候補者とする。

(第2次選挙及び第3次選挙)

第10条 第2次選挙は、第8条に定める選挙資格者の単記無記名投票により行う。

2 第2次選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって成立する。

3 第2次選挙においては、有効投票の過半数を得た者を研究所長候補者の当選者とする。

4 前項に該当する者がいないときは、最多数の得票を得た者から順に2人(得票が同数のときは年長順とする。)について第3次選挙を行う。

第11条 第3次選挙は、第8条に定める選挙資格者の単記無記名投票により行う。

2 第3次選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって成立する。

3 第3次選挙においては、得票数の多い者を当選者とする。ただし、得票数が同じときは、年長者を当選者とする。

(不在者投票)

第12条 選挙当日やむを得ない事由により投票できない者は、投票日の前日までに、その旨を委員会に届け出て、不在者投票を行うことができる。

(投票の効力)

第13条 選挙において、2人以上を記載した投票は無効とする。

2 全く記載のない投票及び被選挙人の氏名を確認することができない投票は無効とする。

(再選挙)

第14条 教授会は、選挙が成立しなかったときは、その成立しなかった選挙を再び行う。

2 前項の選挙には、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項の規定は、適用しない。

(研究所長候補者の決定)

第15条 委員会は、第1次選挙、第2次選挙又は第3次選挙が終了したときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 教授会は、前項の報告に基づき、研究所長候補者を決定する。

(内規の解釈)

第16条 この内規の解釈について疑義があるときは、教授会の決するところによる。

(内規の改正)

第17条 この内規は、教授会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

(細則)

第18条 この内規の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月1日改正)

この内規は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月23日改正)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日改正)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日改正)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月2日改正)

この内規は、平成21年12月2日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日改正)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月18日改正)

この内規は、平成25年7月18日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日改正)

この内規は、令和元年9月30日から施行する。

附 則 (令和5年6月22日改正)

この内規は、令和5年6月22日から施行する。